和 指 第 6 6 3 号 令和 7 年 3 月 1 9 日 (2025年)

各介護保険サービス事業所・施設開設者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓 (公印省略)

介護給付費算定に係る体制等に関する届出等について(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定により令和7年3月31日付けで経過措置が終了する<u>一部の介護保険サービス</u>について、「業務継続計画策定の有無」及び「身体拘束廃止取組の有無」の適用が始まります。令和7年4月以降に加算等の算定を開始する場合は、次のとおり必要な書類を提出していただきますようお願いします。また、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書類について、令和7年4月1日付けの届出より様式が変更していますので、作成の際は必ず、本市ホームページに掲載されているデータをダウンロードしてください。

なお、本通知については、各法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所等には、貴職から周知願います。

1 令和7年4月以降に加算を算定する場合の介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(1)提出期限 令和7年4月15日(火)

※加算の締切りが毎月15日となっているサービスについては、<u>5月から加算の算定及び変更を行う場合</u> も上記提出期限までに加算届の提出が必要となります。

(2) 提出書類 サービス種別毎・算定開始月毎にそれぞれ作成して提出してください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

- ・【別紙2】 (介護予防) 居宅サービス、(介護予防) 施設サービス用
- ・【別紙3-2】 (介護予防) 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援用
- ・【別紙3-3】予防給付型サービス用

(2)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

- ・【別紙1-1】居宅サービス、(介護予防)施設サービス、居宅介護支援用
- 【別紙1-2】介護予防サービス用
- ・【別紙1-3】 (介護予防) 地域密着型サービス用
- 【別紙1-4】予防給付型サービス用

(3)提出方法

①電子申請・届出システム

以下の URL にアクセスしていただき、電子申請・届出システムにて提出してください (\underline{G} ビズ \underline{ID} のアカウントが必要です。)。

[URL] https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

- ・「申請届出メニュー」は、「5. 加算に関する届出」を選択し提出してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、また添付書類がある場合は Excel や Word データを貼り付けてください。

※<u>原則、①での提出をお願いします。</u>G ビズ ID の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は②、③の方 法による提出も可能としますが、**電子申請・届出システムの積極的な利用をお願いします。**

②郵送

以下の送付先まで提出してください(提出期限の日の消印を有効とします。)。

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 指導監查課 介護事業所指定班 宛

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一 覧表(添付書類の提出を含む)を印刷して郵送してください。
- ・2部送付してください。(1部は受付後の事業者返却用。返信用封筒(宛先記入・切手貼付)を必ず同封してください。)
- ・封筒の表に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書在中」と記載してください。

③持参

以下の窓口まで提出してください。

和歌山市役所 東庁舎2階 指導監査課 介護事業所指定班

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(添付書類の提出を含む)を印刷し持参してください。

(4) 書類作成にあたっての留意事項

- ①「介護給付費に係る体制等状況一覧表」には、新規に届出を行う加算等の項目だけでなく、<u>既存の加算等の項目に</u>ついても記載(チェックをつける)してください。
- ②算定要件が変更になった加算について、加算の要件を満たすことができるか各事業所において必ず確認してください。要件を満たすことができない場合は、加算の取下げを提出する必要があります。
- ③運営指導等にて算定要件を満たしていないことが確認できた場合は、介護給付費の返還や行政指導等を行う場合が ございますのでご承知おきください。
- ④加算項目「業務継続計画策定の有無」及び「身体拘束廃止取組の有無」については、別紙1のとおり取り扱いますので、各事業所・施設において当該体制について<u>基準を満たす場合については、令和7年4月算定開始分に限り、</u>届出は不要とします。ただし、<u>基準を満たしていない場合は、「減算型」とする届出を必ずご提出ください。</u>
- ⑤「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」内容掲載箇所ホームページ WAM NET (ワムネット) ホームページ > 「国保連インターフェース」 > 「介護保険事務処理システム 変更に係る参考資料(その2)(令和7年2月3日事務連絡)」 > 「資料 6介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」
- ○WAM NETホームページ 国保連インターフェース https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020050010

(5) 届出様式等

加算に係る各様式については、和歌山市役所指導監査課のホームページ内「介護給付費算定に係る届出等様式集(ページ番号:1003137)」に掲載しています。**様式が新しくなっていますので、必ずダウンロードしてご使用ください。**なお、サービスごとの添付書類については、該当するサービスのリンク先から提出書類を確認し、必要な添

付書類を作成してください。

○「介護給付費算定に係る届出等様式集」掲載ホームページ https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003137.html

2 今後の本市からの通知等の取扱いについて

本市からの通知等について、これまで、本市ホームページ、メール、郵送又はFAXにてお知らせしておりましたが、 今後は<u>原則、本市ホームページ又はメールにてお知らせすること</u>とします。<u>郵送又はFAXでの周知は、緊急等やむ得ない場合を除き、行いませんので、事業者様におかれましては、定期的に本市ホームページ(ホームページ番号:1002998)</u>の新着情報等をご確認いただきますようお願いいたします。

○「介護サービス事業者の方へ」掲載ホームページ

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/index.html

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320

「業務継続計画策定の有無」と「身体拘束廃止取組の有無」の届出について

令和6年度介護報酬改定により令和7年3月31日付けで経過措置が終了の対象介護保険サービスについて、「業務継続計画策定の有無」及び「身体拘束廃止取組の有無」が介護給付費算定に係る体制等状況一覧表に加わり、別紙1-1のとおり、**基準を満たしていない事業所については、減算**となります。

この二項目の届出について、和歌山市では、令和7年4月算定開始分に限り、以下のとおり取り扱いますので お知らせします。

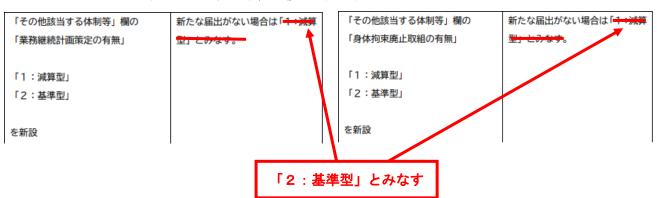
通知本文1. (4) で紹介している国保連インターフェースに掲載されている「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について(I-資料6)」にある「既存のサービス事業所の届出留意事項(令和7年4月)」では、下記の (表1) のように取扱いが書かれていますが、和歌山市では令和6年度当面の取扱いを(表2) のように行います。

○「既存のサービス事業所の届出留意事項」での取扱い(表1)

「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:減算	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:減算
「業務継続計画策定の有無」	型」とみなす。	「身体拘束廃止取組の有無」	型」とみなす。
「1:減算型」 「2:基準型」		「1:滅算型」 「2:基準型」	
を新設		を新設	

「新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす」→基準型である場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要となる。

○和歌山市での令和7年度当面の経過措置取扱い(表2)



和歌山市では、令和7年4月算定開始分に限り、「業務継続計画策定の有無」及び「身体拘束廃止取組の有無」 に関しては、新たな届出がなくても、「2:基準型」とみなすこととします。基準を満たさず、「1.減算型」 となる時のみ、新たな届出をしてください。具体的な取扱い例と注意事項は裏面のとおりです。

【具体的な取扱い例】

	A-1	新たな届出は 不要
	「業務継続計画策定の有無」と「身体	
А	拘束廃止取組の有無」以外の届出項目	
「業務継続計画策定」及び	がない	
「身体拘束廃止取組」の基	A-2	新たな届出が必要
準を満たしている	「業務継続計画策定の有無」と「身体	「2. 基準型」を選択
	拘束廃止取組の有無」以外の届出項目	
	がある	
В		新たな届出が必要
「業務継続計画策定」及び		「1. 減算型」を選択
「身体拘束廃止取組」の 基準		
を満たしていない		

【注意事項】

「1. 減算型」での届出がなく、「業務継続計画策定の有無」又は「身体拘束廃止取組の有無」の基準を満たしていないことが確認された場合は、減算となりますので注意してください(運営指導などで確認された場合を想定しています。)。

※令和7年3月31日にて経過措置が終了する介護保険サービス

【業務継続計画策定】

11:訪問介護 12:訪問入浴介護 13:訪問看護 14:訪問リハビリテーション 17:福祉用具貸与

62:介護予防訪問入浴介護 63:介護予防訪問看護 64:介護予防訪問リハビリテーション

67:介護予防福祉用具貸与 76:定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71:夜間対応型訪問介護

A2:訪問型サービス(独自)

【身体拘束廃止取組】

21: 短期入所生活介護 22: 短期入所療養介護 23: 短期入所療養介護 2A: 短期入所療養介護

27:特定施設入居者生活介護(短期利用型)24:介護予防短期入所生活介護25:介護予防短期入所療養介護

26:介護予防短期入所療養介護 2B:介護予防短期入所療養介護 73:小規模多機能型居宅介護

68:小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 38:認知症対応型共同生活介護(短期利用型)

28:地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)77:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

79: 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)75:介護予防小規模多機能型居宅介護

69:介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 39:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)